

## 第2期障害福祉計画の策定に係る県の基本的な考え方の概要

### 1 数値目標の設定について

国の基本指針（案）における考え方が変わらないことなどから、平成23年度の数値目標については第1期計画と同様とする。

- (1) 入所施設からの地域生活への移行の推進
  - 平成23年度までに550人の地域移行を目指す。
  - 入所定員については、入所施設のあり方について検討中であることや入所待機者も入所定員の1割以上で推移していることから、削減目標は示さない。
- (2) 入院している精神障害者の地域生活への移行の推進
  - 平成23年度までに地域移行による受け皿整備の規模を2,700人とする。
  - 「精神障害者地域移行特別対策事業」については、目標に位置づけない。
- (3) 福祉施設から一般就労への移行の推進
  - 平成23年度に400人の就労移行を目指す。
  - 就労継続A型、就労移行支援事業の利用者は、目標に位置づけない。

◆第2期千葉県障害福祉計画の平成23年度目標

項目	数値	備考
1 入所者の地域生活への移行	550人	地域生活に必要な訓練事業の支援やグループホーム・ケアホーム等の居住の場を確保することにより平成18年度から23年度末までに入所施設から地域生活に移行する者の規模
2 入院している精神障害者の地域生活への移行の推進	2,700人	受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者のうち地域生活へ移行する規模
3 福祉施設から一般就労への移行の推進	400人	就労移行支援事業等の必要な支援により平成23年度に福祉施設から一般就労に移行する利用者の規模

### 2 区域の設定

地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要である。

### 3 圏域単位を標準とした基盤整備について

- 県の第2期障害福祉計画に盛り込むことは困難であると考えている。
- 今後の方針
  - ・ 整備計画については、圏域において必ず策定すべきものではないと考える。しかし、市町村の枠を超えて圏域での課題や施策の検討をする意義は認められるので、年度内には協議を始めるための体制を整えたい。
  - ・ そのため、地域の必要に応じて、圏域ごとの政策的な枠組みを図っていきたいので、市町村におかれては協力願いたい。